

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 五洋建設株式会社
代表者及び住所 東京都文京区後楽2-2-8
代表取締役社長 清水 琢三
2. 指名停止措置期間 : 令和5年1月27日から令和5年2月26日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 五洋建設株式会社の使用人である、新名神高速道路大津ジャンクション東工事の現場代理人(当時)は、令和3年7月9日に同工事現場内で、作業員が全治3ヶ月の骨折を負う労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなかったとして、令和4年3月11日、労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、令和4年12月22日、大津簡易裁判所より罰金の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 五洋建設株式会社の使用人が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、罰金の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)